

1995.4.

No.5

日本靈長類学会 精長類保護委員会

ニュースレター

目次

1 地獄谷野猿公苑の捕獲計画	1
2 A. Jolly 会長から日本政府に対する手紙	2
3 西部林道 挿充調査と屋久島の状況	3
4 中間山村整備事業と猿害防除の電気柵設置	3
5 ワシントン条約、付属書Iに關わる生物学的基準	4
6 自由集会「靈長類の保護と利用」	6

1 地獄谷野猿公苑の捕獲計画

1995年1月末に、地獄谷野猿公苑 苑長 常田英士さんから、餌付け群のサル捕獲計画案、および同実施計画が関係研究機関や学会員に送付されてきました。1962年から餌付けを試み、1965年から同苑によって餌付けされてきたA群は現在350頭となっており、1995年から3年間、各年100頭ずつ捕獲し、結果として70頭～100頭の群れとする案が示されています。その経緯、管理方針、自然群の方針なども合わせて詳細に述べられています。1995年3月11日に開催された理事会でこの情報を検討した結果、靈長類保護委員会は3月13日付けで以下のような緊急要請を行いました。

「1995年3月11日に開催されました日本靈長類学会理事会において、地獄谷野猿公苑餌付け群のサル捕獲計画案の情報が報告されました。1995年3月より捕獲を実施するという事態の緊急性に鑑がみ、日本靈長類学会保護委員会は以下のような緊急の要請を行います。

地獄谷野猿公苑の餌付け群および志賀高原の野生群の長期間にわたる研究は、ニホンザルの社会、生態、生理などの解明に数多くの成果をあげてまいりました。これらの研究の多くは、貴公苑の餌付け群を対象として、貴公苑のご協力によるものであり、その成果は靈長類学の進展はもとより、自然教育の分野にも生かされてまいりました。ところで、今回の捕獲案によりますと、地獄谷で餌付けされている360頭のA群から3年間に300頭を捕獲する計画が示されており、学会理事会では全国の野猿公苑への波及等を考慮し、深刻に受け止めております。

靈長類保護委員会は、3年間の短期間にこのような大量捕獲の計画が、捕獲個体の適切な収容の目処の立たないままに実施されようとしていることに深い憂慮を表明するとともに、貴公苑に対し計画実施前に、関係する諸研究機関や研究者らとの十分な話し合いを行われるよう、緊急に要請いたします。」

現在ニホンザルを含め、野生動物は法律上、無主物とされています。野生群が断続的に餌付けされ、観光や社会教育に供されている、いわゆる野猿公苑は多数ありその管理に苦悩しているところも多い。数十年間もの長期にわたって施設を作り便益を設け餌付けてきたとしても、そこに出現するニホンザルそのものは公苑の所有物ではない、捕獲の手法として有害鳥獣駆除を用いるという枠組みが続いている。

最近、個体数管理の手法として、薬物による可逆的な避妊を並用する手法が用いられるようになっています。このような生命を操作する技術を、野生動物に用いることの問題点も十分議論していく必要があります。

最低のルールとして、「情報公開なくして捕獲なし」を確立していく必要があります。有害鳥獣駆除や学術捕獲などの理由で、捕獲されたり捕殺されたニホンザルは、その個体情報、移動経路、最終結果の情報公開が不可欠であり。それらの情報や資料を収集、解析し、ニホンザルの保護管理に役立たせる体制が必要です。

(報告 丸橋珠樹)

2 A. Jolly 会長から日本政府に対する手紙

国際霊長類学会での決議を受けて、国際霊長類学会会長から、日本政府・環境庁長官に対して以下のような内容の手紙が（丸橋訳）平成6年8月10日付けで送られました。日本霊長類学会の活動を国際的に支援して下さる心強い対応に感謝しています。

「1994年8月3日～8日に、インドネシア国バリ島で開催された、第15回国際霊長類学会理事会において、屋久島の世界自然遺産地域における道路拡幅問題について、国際霊長類学会会長名で日本国政府に意見書を出すことが議決されました。

国際霊長類学会は、霊長類の生物学および保護の研究者の世界的組織で、45カ国、1200人の会員を有しております。私たちの目的は、240種のヒト以外の霊長類の自然特性、生存、利用であります。（屋久島固有に生息するニホンザルの亜種、ヤクシマザルも含む）

日本は、ニホンザルの研究で著名であります。30年前に開催された第1回国際霊長類学会における、今西錦司教授と同僚研究者によるニホンザルの行動と社会に関する優れた研究発表は、西洋の研究者たちに深い感銘を与えました。その後も日本は霊長類学の最前線において、活動を続けております。ところで、屋久島はニホンザルの相当数の野生集団が自然環境下で生息している地域の一つであります。したがって、屋久島の野生生物そのものためばかりでなく、自然を研究したり守ろうとする未来の人々のためにも、最大限の注意をもって保全していかなければならないのは明らかです。

世界的視点からみれば、屋久島はアジアの中で唯一海岸から2000mの山頂まで連続植生が残存する地域です。そこには低高度域の亜熱帯から中高度域の落葉広葉樹林そして山頂部の低衡林まで、多様な連続植生がみられます。

屋久島は1992年に世界自然遺産として指名され、1993年の現地調査を経て1994年には登録されました。一方、日本国政府は、大型のツアーバスをも通行可能な道路拡幅計画をもつづけてきました。この道路工事計画は、屋久島の森の統一性に重大な損傷を与えるだろうと考えます。

現道は緑の天蓋に被われ、地上性の動物の行動にはほとんど影響を与えていません。未改修のまま残存する9.5m区間の森林は、屋久島を訪れる人々の喜びであり、低地林を肌で感じができる地域です。道幅を5mに拡げる工事は、道の上・下に生物の生存できない帶を設けることになり、森林や野生動物の連続性を阻害するものとなります。このような障壁は論理的ではありません。すでに南3km区画は改良されてしまっています。工事の結果、動物相や植物相の統一性の障壁となるばかりでなく、観光の価値を失った単なる通過道路となってしまいます。この点については、霊長類学会会長としてだけでなく、1990年に日本で国際霊長類学会が開催された時に屋久島を訪れ、屋久島を賞賛する経験をもった訪問者とし、申し述べております。

したがって私は、日本政府と鹿児島県に対して、この道路の工事計画を再考するよう要望します。世界自然遺産屋久島の名に恥じない道路計画を作成するべきであり可能だと考えます。そして唯一無二の屋久島の美と学術上の価値を減じることがないように取り扱って下さるよう要望します。」

3 西部林道 補充調査と屋久島の状況

屋久島の西部林道改修工事は、1994年6月に環境庁によって事業承認されました。しかし、1994年秋に、環境庁は鹿児島県に対して、この道路計画の環境影響評価の補充調査を要請し、県は1995年3月末までの調査期間を設定して調査が実施されています。

新聞報道によれば、工事に伴う伐採木の本数を削減すること、シカとサルの行動に対応した設計の変更のための調査とされています。しかし、1994年6月に環境庁に提出された事業承認申請に付随した、県による環境影響評価書は、1992年度の調査に基づいており影響評価にはその後の状況変化を全く含んでいません。今、国がなすべきことは、環境基本法の制定と世界自然遺産地域登録という2つの根本的枠組みの変更に対応した、新しい視点と展望のもとこの道路問題を考えていくことです。

今後の手続きとしては、この事業承認を受けて、鹿児島県は事業執行承認（簡単にいえば着工許可）を申請し、環境庁から許可を受けて工事を開始するという形となります。

屋久島では、1995年5月頃、エコツーリズムの理解のためのセミナーが開催されようとしています。また、森林環境保全センターの開設、上屋久町村活用センターの建設、環境文化村中核センターの建設等、登録後さまざまな計画や建設、構想などが次々とうちだされています。しかし、様々なプランが統一的に配置され、落ちついた島の将来につながる、島の住民による住民のためのものとなるようにしていかねばなりません。

霊長類保護委員会では、環境庁や鹿児島県への要望が実行されるよう努力してまいります。

報告 丸橋珠樹

4 中間山村整備事業と猿害防除の電気柵設置

屋久島と下北半島脇ノ沢村において、猿害対策のための電気柵の設置が、国の予算として実行されています。従来、野生動物の被害防除事業は、県や市町村による個々の農家への補助という形で行われてきました。国による電柵設置事業は、この枠組みからの大きな変更です。個々の農園地ではなく、一集落全域を連続する電気柵で囲ってしまうという方式です。この事業の推進は、鹿児島大学の萬田先生の尽力によるところが大です。最近出版された「サルが山からおりてきた」（ポプラ社）には萬田先生たちと屋久島の人々による、ニホンザル被害防除の苦心と工夫の長い歴史と成果が述べられています。

中間山村地域における農業基盤整備事業の中に、大規模電機柵がとり入れられ始めています。屋久島の場合は、ネットと電機柵という比較的小規模で、農家の人々による維持管理もしやすいものとなっていますが、下北の場合は、恒久的な冬期にも壊れない、巨大といった表現があてはまるような構築物となっています。脇ノ沢村による天然記念物指定のニホンザル捕獲問題に対して、捕獲ではない対策の一つとして採用されたものです。

ニホンザルの保護管理問題は全国的規模の問題であり、国がこの問題に積極的に取り組む必要性は、ますます求められています。ニホンザルに限らず、野生動物の被害防除対策と保護対策とはセットでなければなりません。過疎地域の農業と地域社会の再生、それに加えて野生動物の保護と生息地の回復とがセットになる枠組みがひろく認識され、それにふさわしい体制と投資が拡大してゆくことを願ってやみません。

(報告 丸橋珠樹)

5 ワシントン条約、付属書Ⅰに関わる生物学的基準

霊長類学会保護委員会は1994年11月に開催されたCITES加盟国会議で議論された付属書ⅠⅡの変更に当たって適用される新基準についてのdraft決議案を入手した。新基準は付属書を変更（即ち各付属書へ生物種を編入、格上げ、格下げ、または付属書から削除）する際に用いられる基準をより生物学的なものにすることが目的である。実質的には従来にも適用されてきた基準を整理し、より明確に文書化したものであるので、各付属書の内容が大幅に変更されることはないが、いくつかの種に関しては注意しなければならないであろう。

以下は、提案されている分類Ⅰの新しい基準である。生物学的特性の詳細な調査に基づいて、絶滅危惧種かどうか決めて行くべきだと方向である。この流れを受けて、現在Ⅰに分類されている種のなかには、Ⅱに格下げになる種が現れる可能性がある。すべての原産地国で、このような調査を行い、実質的な保護活動や日常的な研究活動を維持できる体制を作りあげていかなければならない。

資料：各種は以下の基準を一つでも満たす場合は絶滅の危険にあると認められる。

1. 野生状態における個体数が少數なものであり、さらに以下の最低一つにより特徴付けられる
 - (a) 個体数、生息地域面積、および生息地域の質などの低下が観察、推定、あるいは予測されている
 - (b) 各地域個体群が小さい
 - (c) 個体の多数が、生活史の一つまたは幾つかの段階において、一つの地域個体群に集約されている
 - (d) 短期間に個体数が大幅に変動する
 - (e) 種の生物学的特性および行動様式（季節移動を含む）により危険な状態にさらされている。
2. 野生個体群は分布が限られており、さらに以下の最低一つにより特徴付けられる

- (a) 拡散しているまたは少数の地域でしか存在しない
- (b) 生息地域面積または地域個体群数が著しく変動する
- (c) 種の生物学的特性および行動様式により危険な状態にさらされている
- (d) 以下一つの低下が観察、推定、あるいは予測されている
 - i. 生息地域面積
 - ii. 地域個体群数
 - iii. 個体数
 - iv. 生息環境の面積、広がり、または質
 - v. 潜在的繁殖能力

3. 野生状態における個体数の低下が

- (a) 進行中あるいは過去に起こった（しかし再発する可能性がある）ことが観察されている
- (b) 以下の根拠にもとづいて推定または予測されている
 - i. 生息地域面積あるいは生息環境の質の低下
 - ii. 利用の程度あるいは模様
 - iii. 外発的要因による脅威、たとえば病原体、競争種、寄生種、捕食者、交配、外来種、および毒物や公害物質の影響
 - iv. 潜在的繁殖能力の低下

4. もし付属書Ⅰに含まれなければ、五年以内に上記の基準を満たす可能性をはらむ状態にある種

（注：この基準は Annex5 に記載されている定義、付録、および指針と共に読むべきである。）

(David S. Sprague)

6 自由集会「靈長類の保護と利用」

犬山大会において、靈長類保護委員会主催の自由集会「靈長類の保護と利用」を開催します。詳細は、学会実行委員会からのプログラムをご覧下さい。内容は、ニホンザルの個体数管理の手法とその諸問題に焦点をあてる計画です。

靈長類保護委員会

靈長類保護委員会からのお知らせ

英文ニュースレターの発行について

靈長類保護委員会では、日本における靈長類の保護に関する現状をより多くの人に理解してもらうために、英文のニュースレターも発行しております。英文のニュースレターをご要望の方は下記までお問い合わせ下さい。

〒 606 京都市左京区吉田下阿達町
京都大学アフリカ研究センター D. スプレイグ
tel: 075-753-7800 fax: 075-753-7810

新しい「絵はがき」と「テレフォンカード」を発売しています!!

新バージョンの「絵はがき」と「テレフォンカード」を発売しています。図柄は、どちらも、木村しゅうじ氏のイラストで、氏のご好意により利用させていただいております。利益は靈長類の保護活動のために活用されます。絵はがきは4枚組、200円、テレフォンカードは50度数、1000円です。皆様のご協力をお願い申し上げます。

〒 319-12 茨城県日立市大みか町 6-11-1
シオン短期大学 中川尚史
tel: 075-753-7800 fax: 075-753-7810

靈長類保護委員会メンバーと連絡先

丸橋珠樹 〒176 東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学人文学部
TEL 03-5984-3847 FAX 03-5984-3880

山極寿一、松林清明、後藤俊二
〒484 犬山市官林 京都大学靈長類研究所
TEL 0568-61-2891 FAX 0568-62-2428

中川尚史 〒319-12 茨城県日立市大みか町 6-11-1 シオン短期大学
TEL 0294-52-3215 FAX 0294-52-3343

D. スプレイグ 〒606 京都市左京区吉田 京都大学アフリカ研究センター
TEL 075-753-7800 FAX 075-753-781

募金の振込先 日本靈長類学会靈長類保護委員会
三菱銀行武蔵境支店普通預金口座 **4816341**
郵便振替口座 東京 **1-160866**

編集・発行

日本靈長類学会、靈長類保護委員会
ニュースレター担当：丸橋珠樹

David S. sprague
tel:03-5984-3847, fax:03-5984-3880
